

● 規程改正の概要

要 旨	<p>複雑性や困難性が増している看護師長等の勤務実態に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。</p>
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程の一部改正（規程第7号）</p> <p>特殊勤務手当に「特殊看護手当」を新設する。（第45条関係）</p> <p>特殊看護手当</p> <p>① 対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師が外来及び病棟の運営管理等の業務に従事したとき。 <p>② 支給対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主任看護師長 ・ 看護師長 ・ 副看護師長 <p>③ 支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主任看護師長、看護師長 1月につき20,000円 ・ 副看護師長 1月につき10,000円
施行期日	<p>平成28年4月1日から施行する。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程 新旧対照表

新	旧
<p>(特殊勤務手当) 第45条 略 2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 一～九 略 十 特殊看護手当</p> <p>(特殊看護手当) 第51条の5 特殊看護手当は、病院に勤務する看護師が外来及び病棟の運営管理等の業務に従事したときに支給する。 2 前項の手当の額は、主任看護師長又は看護師長である職員には1月につき20,000円、副看護師長である職員には1月につき10,000円とする。</p>	<p>(特殊勤務手当) 第45条 略 2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 一～九 略</p>